

## 「実践的な実在」としての自由意志

北野 廣平

人間の行為が自由な意志に基づいたものであるかについて、哲学では主に決定論との両立性を問うことを通じて議論されてきた。本稿で取り上げるList [2019]は、人間の行為が「自由意志」によって行われていると考えるための条件として、これまでの歴史的な議論から三つの条件を抽出する。一つ目は「意図的行為者性 (intentional agency)」である。その行為が行為者自身の意図によって行われたとみなされなければ、それは自由な行為とは言えない。二つ目は、「他行為可能性 (alternative possibility)」である。自由な行為には、複数の行為が可能であったにもかかわらずそれを行なった、という選択の可能性がある必要である。「それしかできなかった」行為を自由な行為とはみなせない。三つ目は「因果的コントロール (causal control)」である。その行為が行為者の意志によって制御され引き起こされたと言えることが自由な行為の条件である(List [2019:22-27])。

以上の三つの条件が、あらゆる現象を原因と結果の単線的な連なりによって生じるものと考えられる因果的決定論とどのように折り合うのかが問われてきた。決定論を認め、自由意志の存在を否定する立場が非両立論的な決定論（固い決定論）であり、決定論を認めつつそこに自由意志の存在も認める立場が両立論的な決定論（柔軟い決定論）である。そして決定論を否定し、自由意志の存在を擁護する立場が非両立論的な自由意志論（リバタリアニズム）である。

このような議論の状況において、リストが提

案する立場は「両立論的リバタリアニズム (Compatibilist libertarianism)」(List [2019:9])である。すわなち、「柔軟い決定論」としての科学的な決定論的世界観と自由意志の両立と、リバタリアニズム的な非決定性としての自由を認めるのである。いささか野心的に見えるこの提案を、リストはいかにして論証するのだろうか。その議論を追い、意義と課題を検討したい。

### 1. List [2019] の骨子：「三つの挑戦」への反駁を通じた「実践的な実在」としての自由意志の論証

リストは、人間の行為の物理的現象に対する「高次 (higher-level)」性、行為の「多重実現可能性 (multiple realizability)」、 「自然主義的存在論的態度 (naturalistic ontological attitude)」の三つの議論を足場に、自由意志の存在を脅かす「三つの挑戦」への反駁を試みる。まずリストは、物理的で微視的な説明をされる現象を「低次」の現象とし、そこから抽象化され、よりマクロなレベルで説明される現象を「高次」の現象とする(List [2019:6])。人間の行為や、その条件とされる意図や他行為可能性などといった概念は、物理的にその機序が記述されるような低次の現象とは異なる高次の現象として理解すべきであり、科学的な物体の運動や神経活動から人間の自由意志の有無を探求する営みは、そもそもカテゴリー・ミステイクを犯している。これがリストが拠って立つ一つ目の前提である。また、行為と物理的運動の次元の違いを踏まえ

ると、複数の異なる物理運動のパターンが、同じ行為を表現することがありうる。「手を挙げる」という行為に対応する神経活動や生理的反応の種類は一通りとは限らない。これが行為の「多重実現可能性」である(List [2019:69])。そしてこの二つを議論の要として自由意志を擁護するリストは、最終的に「自然主義的存在論的態度」を用いて自由意志が「実在」であると結論づける。高次の現象は、たしかに低次の物理的現象によって成り立っているが、しかしそれは高次の現象が「実在」しないことを意味しない。人間の行為や経済の動向など、マクロな次元で認識することで初めてそのプロセスや因果関係を説明することができる現象があるのであり、そのように現象の理解や説明に最適であればその現象を「実在」と考える。それが自然主義的存在論的態度である(List [2019:8])。

以上のような議論を骨組みにして、リストは自由意志への「三つの挑戦」に対抗する。その議論を具体的に確認していこう。

### 1.1. ラディカルな唯物論からの挑戦

まず一つ目は、「3. In Defence of Intentional Agency」で検討される、「ラディカルな唯物論(radical materialism)」からの挑戦である。この立場によれば、自由意志の要件の一つである「意図的な行為者性」は存在しない。「意図」概念は、素朴心理学的なものにすぎず、「意図」として説明されていることは全て神経科学的な物理的説明が取って代わることができる。リストは、このようなラディカルな唯物論に対して「意図的な行為者性」の「実在」を論じていく。リストによれば、「意図的な行為者」とは三つの条件を満たす主体である。その三つとは、「信念」(例えば、コーヒーが特定の場所で手に入ると考えること)、「欲求」(「コーヒーが飲みたい」と考えること)、そしてその信念に基づいて欲求を実現するために環境の状態をふま

行為する能力である。何らかの欲求を持ち、それを実現するために必要な信念を有し、実際にその実現のために行為できる主体が「意図的な主体」となる。そして、物理的な説明はこのような意図性を意味論的に説明しないとリストは論じる。委員会である議案に賛成票を投じた人の行為は、「賛成票を投じたい」という欲求と「腕を挙げれば賛成票を投じることができる」という信念の存在から合理的に説明できるのであり、筋肉の痙攣や神経の反射といった物理的な説明をいくら積み上げても、それは純粹に因果的な説明であり、意図性については何も説明していない。

さらにリストは、現象の説明における意図的行為者性の「不可欠性(indispensability)」を訴える。犬が餌箱を見つけて、台所に走って行くという行為は、「餌箱には餌がある」という信念、「餌を食べたい」という欲求、そして餌を食べようとするその意図性から説明するのが最適であり、犬の体内の神経活動や生理学的プロセスから物理的に説明しようとするれば、犬の行為の説明や予測を可能にする最も顕著な特徴を取り逃がすことになる。仮にある行為の物理的なプロセスを列挙しきったとしても、そこから新たな状況での行動を予測することが可能であるかは明らかではない。餌箱の場所がリビングに変われば、犬は台所ではなくリビングに向かうだろう。犬の目的や意図性から行為を説明する限り、その予測は容易に説明できるが、物理的に説明しようとしたときには、それが以前の行為の物理的な説明から容易に導き出せるとは限らない。また以前の行為と同じだけの膨大な神経活動の記述が必要になるかもしれない。科学的説明は、現象の説明に加え、異なる状況で何が起きうるかを適切に予測、示唆するものでなければならない。これがリストの前提であり、その意味で意図性による行為の説明は「不可欠」なのだと主張する。

唯物論的な排除性を退けたリストは、意図的行為者性の還元可能性に対しても疑義を呈する。リストによれば、意図的行為者性には、概念的特性と、意図的行為者性を表現する物理的な状態の組み合わせに関する特性がある。リストはこれらの特性を論拠にして意図的行為者性の還元不可能性を論じる。

まず概念的な還元不可能性が意図的行為のもつ志向性に由来することを、特にSearle [1983] が論じた「について性 (aboutness)」に着目してリストは説明する。意図的な状態とは、信念や欲求が何かに「向けられて」おり、人が何らかの対象「について」考えている状態である。物理的現象として説明できるのは運動の純粹に因果的な側面であり、意図概念がもつこの「について性」について、科学的説明によって還元することは不可能である。

そして、物理的状态の組み合わせに関する特性における還元不可能性は、意図的行為の「多重実現可能性」に由来する。行為者のある意図的な行為は、様々な物理的な特性の組み合わせで表現されうる。異なる組み合わせで同じ行為を表現しうるのである。それはちょうど、誰かが「100ドルを持っている」と言ったときに、100ドル紙幣を一枚持っている可能性や、20ドル紙幣を5枚持っている可能性があるのと同じようにである。

このように、意図的行為者性という「高次」の現象は、物理的因果性による「低次」の説明には、排除も還元もされ得ない。それがリストの主張である。

このような高次の説明と低次的説明の非互換性を踏まえて、自然主義的存在論的態度から、先ほど確認した不可欠性をもってして、意図的行為者性が「実在」であると結論される。

## 1.2. 決定論からの挑戦

続 い て「4. In Defence of Alternative

Possibilities」でリストが対峙するのは、他行為可能性の存在を脅かす因果的決定論である。ここでも鍵となるのは、行為の高次性と多重実現可能性である。このような因果的決定論からすれば、あらゆる現象は物理的な因果作用によって必然的に引き起こされており、したがって現象の生起する可能性が分岐するような他行為可能性は想定し得ない。しかしリストによれば、行為者の行為はそうした物理的説明より高次の現象として解釈すべきであり、したがって低次の決定性が高次の行為の決定性につながるとする議論には誤りがある。そこでリストは、行為次元の非決定性 (agential indeterminism) と物理的な決定性 (physical determinism) の両立性を検討する。

高次の現象に属するある意図的行為は、複数の物理的状态で説明がなされうる。それが多重実現可能性であった。つまり、行為を基礎付ける物理的プロセスが多少異なっても、表出される行為は同じであるということがありうる。この点から、物理的決定性が、必ずしも行為次元の決定性をもたらさないと考えることができる。つまり、物理的レベルでは全てのプロセスが単線的に決まっているとしても、そのいくつかの物理プロセスを含みうる行為次元においては、可能性の分岐が起こりうるのである。可能性の分岐とはすなわち、他行為可能性である。このように、リストは行為と物理的運動を最適に説明する次元の違いと、行為の多重実現可能性に基づいて、他行為可能性を擁護する。

## 1.3. 随伴現象説からの挑戦

最後に「5. In Defence of Causal Control」でリストが取り組むのは、「随伴現象説 (epiphenomenalism)」からの「因果的コントロール」に対する挑戦である。随伴現象説とは、意識や心の働きは物理的現象に付随して発生するだけで、現象に対して因果的な作用を持つこ

とはないとする議論である。意図性や他行為可能性が認められたとしても、意志によって因果的にその行為が引き起こされたと言えなければ、それは自由な行為とは言えない。行為に対する行為者の因果的な制御が成り立たないことを主張するのが随伴現象説であり、リストはそれに対して反論を試みる。

随伴現象説に従えば、意志は行為の原因にはなり得ず、ただ神経活動の物理的プロセスに付随して発生する観念にすぎないということになる。ここでリストは、意志が行為の「原因」だとすることで、行為が最も良く説明されるかどうかの問題であると問いを設定する。

ここで、Kim [2005]の因果関係排除論が目下の論敵となる。キムは因果関係の閉包性と排除性を論じる。あらゆる現象には、必ずそれを引き起こす物理的現象がある。これが閉包性の条件である。そして排除性とは、現象の因果関係がより基礎的な物理レベルで説明されるのであれば、それより上位の次元での説明は冗長であるというものだ。物理的因果関係で説明可能な人間の行為を意志や意図などという異なる次元で説明する必要はないのである。

リストはこの議論に対して、やはり「多重実現可能性」から批判を試みる。すなわち、ある行為を実現する物理プロセスは複数ありうるのであり、行為の因果関係を説明するには、行為と同じ高次の次元に属する意図や欲求の概念を用いて理解するのが適切であるとリストは主張する。タクシー運転手に目的地の変更を伝え、その変更の要望が適切に伝わり無事目的地についたとして、その原因を運転手の脳の神経活動や車の機械的プロセスに求めるのは不適切である。なぜなら、運転手の脳の神経活動が異なっても同じ意図を形成することは可能であり、目的地を変更した原因を特定することができないからである。運転手の意図の変化が、異なる目的地に向かうという行動の変化をもたらした

原因だと考えるのが適切である。そのようにして、リストは意志による因果的コントロールの存在を支持する。

## II. List [2019] の評価：様相的な他行為可能性の論証と責任概念の取り扱いについて

本書の議論は、決定論と自由意志の両立性に加え、第4章で中心的に論じられたリバタリアニズム的な非決定性としての自由意志の論証を試みた点に独創性がある。

第4章においてリストが示した他行為可能性は、様相的な解釈における他行為可能性として論じられている。それは行為者が他の行為をする可能性そのものの有無を扱う解釈であり、反事実的な仮想をもとにした条件法的な解釈や、行為者の性質としての他行為可能性を検討する傾向性による解釈と区別される(List [2019:81])。条件法的な解釈は、別の行為を選択していればそれが可能であったことを分析するもので、別の行為の選択自体が可能であったかどうかを問うものではない。傾向性による解釈は、ある行為者が別の行為を行う傾向性を持っていることと実際に別の行為が可能であることが同じではないという問題をもつ。

リストは、それらの制約のある解釈では他行為可能性そのものが検討されていないことを指摘する。そして多重実現可能性を軸にして、物理的な低次の決定性とは独立に非決定性をもつ様相的な他行為可能性の論証を試みた。物理的な決定性と独立した非決定性としての自由を進化論的に論じたDennett [2003=2005]や、責任に関する文脈で物理的な決定論と両立する他行為可能性を論じたScanlon [2008]などがいるが、その中で、リバタリアニズム的な非決定性を説明次元の区分に基づき様相的な他行為可能性の論証から示唆した点でリストの議論は新奇的である。

その上でリストが取り組む問題は、高次の決定論と他行為可能性の衝突に移る。ここでリストは、現在の社会科学が人間の行動や社会の動態を説明する際に非決定論的な前提に立っていることから、高次の非決定性を主張する。意思決定理論などは、人間が複数の選択肢を前に意志決定する存在であることを前提にしている。そのような前提に立たずに、他行為可能性なき単線的な因果連鎖として人間の行動を捉えるならば、種々の理論はみな等しく意味を失う。他行為可能性に基づいた人間行動の説明が社会科学に最適な説明として前提されているという事実が、様相的な他行為可能性の存在を支える。そうリストは論じるが、説明実践にとって最適な枠組みを「実在」とみなす自然主義的存在論的態度としては一貫しているものの、実際に「実在」とみなされているという実践を根拠に対象を「実在」とみなすという議論は、この議論自体が対象を「実在」とみなす実践である点で循環的であり、論証上の課題を残しているように思われる。

リストの議論は一貫して説明実践への最適性を問題にしている。自由意志が争点になる説明実践の最たる例が責任に関わる実践であると思われるが、この責任概念の扱いにおいてもリストの議論には不透明さがある。

責任の議論について、第1章では別のトピックであると留保をしているが(List [2019:29])、論証部の例示において裁判のような責任が争点になる例示をしているほか、道徳的責任の条件を満たすものとしての自由意志を論じる姿勢も見せており(List [2019:85])、自由意志と責任をどのように関係づけるかの態度が一貫していないように見受けられる。また、説明実践への最適性を根拠に自由意志の「実在」を論じながら、

本書の議論に従えば責任の実践が従来通りに認められるという論旨は、論点先取ではないだろうか。責任には自由意志だけでは不十分で、自身の行為に規範的理由を示せる必要があるという言及もあるが(List [2019:154])、これが本書の議論からどのように導出されるものなのかも明らかでない。

このように、自由意志との関係において責任概念をどう位置づけようとしているのか、そのスタンスには疑問が残る。本書の議論が概念の実践的運用を「実在」の足場にする以上、自由意志概念の実践局面としての責任概念の分析、位置づけをまず明確にすべきなのではないだろうか。

### III. おわりに

近年、神経科学的知見が人間の自由意志の存在に疑義を投げかけ、それに関する論争が活発に行われている。そのような神経科学的な議論に対しては反論も多くなされている。しかし仮に人間の行為が全て脳神経の電位反応の連鎖にすぎず、そのことをもって人間の自由意志などないことが「証明」されたとして、私たちは変わらず自分や他人を自由な存在とみなしてコミュニケーションをとるだろうと、多くの人が直観するのではないだろうか。自然科学的にその有無を吟味される「自由」と、生活実践レベルでの「自由」の感覚との間には何か「ズレ」がある。この「ズレ」から自由の本性を掴み取ろうとした議論の系譜の中で、その「ズレ」の内実をより体系的に基礎付けようとしたリストの試みの意義は大きい。学際性を増す昨今の自由意志研究の動向において、本書の議論は重要な足がかりとなるだろう。

## 文献

- Dennett, Daniel (2003) *Freedom Evolves*, London: Penguin. =(2005) 山形浩生(訳)『自由は進化する』NTT出版.
- Kim, Jaegwon (2005) *Physicalism, or Something Near Enough*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- List, Christian (2019) *Why Free Will Is Real*, Cambridge: Harvard University Press.
- Scanlon, Thomas M. (2008) *Moral Dimension: Permissibility, Meaning, Blame*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Searle, John R. (1983) *Intentionality: An Essay in the Philosophy of Mind*, Cambridge: Cambridge University Press.